

徳島県規則第二十五号

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則の一部を改正する規則

児童虐待の防止等に関する法律に規定する証票の様式を定める規則（平成二十年徳島県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の（裏）中「~~欄外~~」を「~~欄外~~」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。